

南海トラフ地震等の大規模地震発生時における高知県消防防災航空隊航空機の
一時的退避場所に関する協定書

高知県消防防災航空隊
陸上自衛隊第14旅団
陸上自衛隊高知駐屯地

南海トラフ地震等の大規模地震発生時における高知県消防防災航空隊航空機の
一時的退避場所に関する協定書

高知県消防防災航空隊（以下「甲」という。）、陸上自衛隊第14旅団（以下「乙」という。）及び陸上自衛隊高知駐屯地（以下「丙」という。）は、南海トラフ地震等により高知県消防防災航空センター（以下「航空センター」という。）に津波被害のおそれがある場合に、丙の施設を甲の航空機の一時的退避場所として使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、南海トラフ地震等により、航空センターに津波被害が発生するおそれがある場合に、甲の航空機が、一時的に丙の施設を退避場所として使用する際の必要事項を定めることを目的とする。

（使用施設）

第2条 丙は、次に掲げる施設の内、丙が指示する範囲（以下「使用施設」という。）を甲の航空機の一時的退避場所として使用させるものとする。

所在地 高知県香南市香我美町上分3390

使用範囲 陸上自衛隊高知駐屯地グラウンド又は高知演習場の一部

（使用期間）

第3条 丙が使用施設を提供する期間は、航空センターに津波被害発生のおそれが生じた時から、甲の航空機を使用施設に退避させた日の翌日の日没まで、又は甲が定める航空機運用基盤の使用が可能となった時までのいずれかを基本とする。

2 一時的退避のための運航は、日の出から日没までの間に行うものとする。

（使用機数）

第4条 甲の航空機の一時的な退避は、1機を基本とする。

2 甲の航空機2機が運航可能な場合は、最大2機の一時的な退避を行うことができるものとする。

（使用時の連絡先）

第5条 甲の航空機が一時的な退避をする場合、次に掲げる乙の連絡先に通報した後に実施することを基本とする。

役職 第14旅団司令部第3部 航空幹部

連絡先 [REDACTED]（内線 [REDACTED]）

- 2 前項に掲げる連絡先に通報できない場合は、次に掲げる丙の連絡先に通報した後に一時的な退避を実施するものとする。

役 職 高知駐屯地 当直司令又は第50普通科連隊 警備幹部
連絡先 [REDACTED] (内線 [REDACTED])

(使用施設における甲の責務)

第6条 甲は、一時的な退避をしたときは、速やかに使用施設に職員を派遣し、丙の管理の下で、航空機運航に関する責任を負うものとする。

(退避時の事故等に係る責任)

第7条 丙は、施設使用の際に発生した事故等に関して一切の責任を負わないものとする。

(費用の負担)

第8条 一時的退避場所としての施設の使用は、無償とする。

- 2 一時的退避により使用施設に損害が生じた場合には、甲の負担により原状回復を行うものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1ヵ月前までに甲、乙、丙のいずれからも申し出がない場合は、1年間この協定の有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、甲、乙及び丙が署名の上、各1通を保有する。

令和 8 年 3 月 10 日

甲 高知県南国市物部高知空港内
高知県消防防災航空センター センター長



乙 香川県善通寺市南町2-1-1
陸上自衛隊第14旅団司令部第3部長



丙 高知県香南市香我美町上分3390
陸上自衛隊高知駐屯地司令

